

へいせい ねんどながのけんふじみまちちく かつせいかけいかく
平成20年度長野県富士見町地区活性化計画

長野県・富士見町

平成20年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成20年度長野県富士見町地区活性化計画		
都道府県名	長野県	市町村名	富士見町
		地区名(※1)	富士見町地区
		計画期間(※2)	平成20年度～平成23年度

目 標 : (※3)

有害鳥獣による農作物被害を防止し、安心して農業に取り組める環境を整えることによって、新規就農者の取り込みや、農業後継者・定年帰農者の定着、他地域からの参入者確保などにより、定住人口の確保を図る。具体的には計画区域内の転出入割合(106.15%)の現状維持または増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

富士見町は、長野県南部の八ヶ岳山麓の裾野に位置し、高原特有の立地条件を生かして水稲・花卉・野菜・酪農を主体とする農業生産を展開してきた。水田の75%、畑の65%について土地基盤整備が終了しており、大規模集出荷施設、貯蔵施設、加工施設等の整備も進み、昭和50年代からは施設花卉(カーネーション)の大規模な導入が図られ産地を形成した。地形的には典型的な中山間地域にあり、平坦な場所が非常に少ないことから、農業経営の大規模化や中核的農家の育成が進まず、農業の効率化が大きな課題である。

現状と課題

富士見町では、中山間地域に位置する地形的な条件不利、さらに気象条件等の制約から麦・大豆の栽培に適しないことから、ほとんどの農家が品目横断的経営安定対策による支援を受けられないなど、持続的な農業経営に展望が開けない環境にある。また農業者の高齢化は深刻な課題である。さらに後継者不足や、兼業農家・土地持ち非農家の増加の影響も大きく、農業人口の減少と経営規模の縮小が懸念される。このようななかで、近年の有害鳥獣による農作物被害は甚大で、年々増加する傾向にあり、平成18年度の被害額は過去最高を記録した。地球温暖化による鳥獣分布の変化や個体数の異常な増加、また有害鳥獣の本来の生息地である森林の荒廃や、緩衝地帯であった里山の放置などが影響し、農地への獣の圧力は強まる一方である。経済的損失のほか生産意欲の減退や、新規参入・新規就農に対する障害ともなっており、総合的な防除対策が求められている。富士見町有害鳥獣対策協議会では、「①一刻も早くこれ以上の進入を防ぐ」、「②町内の個体数を調整して住み分ける」を基本的な方針とし、それぞれ対策を講じているところである。①の対策については、平成14年度以降、長野県の支援を得ながら地域住民や農業関係者との協働方式により、県境や農地と森林の境界に連続する電牧柵を設置しており、一定の成果が得られている。

今後の展開方向等(※4)

効率的な農業経営の実現や高齢化等への対応は、集落営農や法人化等による農業の合理化・効率化の推進が必要である。組織体制の整備、農地の集団化、農業機械の集約化、環境に配慮した高付加価値農業への取り組みなどととも、個々の対応では限界のある農作物への有害鳥獣被害対策に、地域全体として取り組む必要がある。現在進めている有害鳥獣対策である「囲い込み(連続した電牧柵の設置)」が完了すれば、山地や森林(電牧柵の外側)からの獣の進入を防止し、農地や里山(電牧柵の内側)での個体数調整に相乗的な効果が期待される。南アルプス方面および八ヶ岳方面の「囲い込み」を早期に完成させ、地域農業者や新たに当地で農業を営もうとする農業者等が安心して農業に携わることができる環境を整え、地域内の定住人口確保・増加を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
富士見町	富士見町地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	富士見町	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

富士見町地区(長野県富士見町)	区域面積(※2)	13,991ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域のうち農用地面積(1,747ha)と森林面積(10,315ha)が占める割合は86.2%であり、農林業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の高齢化(H15年度26.7%→H18年度27.7%)、後継者の不足、耕作放棄地の増加(00センサス166ha→05センサス273ha)などへの対策として、新規就農者・定年帰農者・農業後継者などの定住人口確保・増加対策を進めることが農村の活性化を図るため必要である。		
③法第3条第3号関係: 当町総面積(14,465ha)から、都市計画区域(区域区分未設定)における用途地域の指定されている地区(474ha)を除外した地域を活性化区域とした。また、当該区域には既に市街地が形成されている区域は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的	
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所		
	該当なし											

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

○目標の設定: 定住人口の確保

富士見町産業課において計画期間内(平成20~23年度)に係る活性化計画区域内の転出入人口について、平成24年度に住民基本台帳年報報告数値と転出入者リストにより確認し、評価する。

なお、活性化計画の区域外である都市計画用途地域内に係る転出入人口は算定に含めない。

また、転出入人口について、自然的要因(出生および死亡)による転出入人口は含めない。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。